

○神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程

平成27年4月1日

最近改正 令和6年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定 令和3年2月1日改正)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、神戸芸術工科大学(以下「本学」という。)における研究活動を適正に管理運営し、不正使用及び不正行為(以下「不正」という。)を防止及び不正が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、個人研究、研究助成、研究所の研究、受託研究、各種助成及び公的研究等の本学において機関管理する全ての研究活動並びに学部、研究科における教育の実施運営に係る教育活動を含めた、教育研究活動全般をいう。

- 2 この規程において「不正使用」とは、虚偽の請求に基づき教育研究費を支出すること、法令等に違反して教育研究費を支出すること及び偽りその他の不正な手段により教育研究費の支給を受けることをいう。
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者として弁えるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、捏造、改ざん及び盗用(以下「特定不正行為」という。)並びに二重投稿及び論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiershipなど、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。
- 4 科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。
- 5 この規程において「配分機関」とは、公的研究費及び運営交付金を配分する機関をいう。
- 6 この規程において「部局」とは、学科、専攻、芸術工学教育センター及び芸術工学研究所をいう。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、研究活動の運営・管理について最終責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必

要な措置を講じるものとする。

- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、全学的観点から不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、公的教育研究費運営・管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（統括管理責任者）

第4条 事務局長は、統括管理責任者として学長を補佐し、研究活動について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の横断的な体制を統括する責任者となり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を委員会と連携し策定・実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告しなければならない。
（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局の長及び事業推進課長は、コンプライアンス推進責任者として研究活動の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部局において適宜、運営・実施状況を確認し、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 部局の長は、研究活動の公正性の確保を監督し、専門的観点から研究方法・手段の妥当性及び成果・知見における実態の把握に努める。
- 4 事業推進課長は、教育研究費の管理・執行について実質的な責任と権限を持つものとし、研究活動の運営・管理に関わる全ての教職員（以下「教職員」という。）が適正な教育研究費の管理・執行を行っているかを把握し、必要に応じて改善を指導する。
- 5 事業推進課長は、不正防止を図るため委員会と連携し、教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理する。

（研究倫理教育責任者）

第6条 委員会委員長は、研究倫理教育責任者として不正を抑止する環境整備を図り、教職員を対象に研修会及び説明会を定期的に実施する。

- 2 委員会委員長は、教務委員会及び大学院運営委員会と連携し、大学院生及び学部学生等に対し、適切な倫理観を持った研究者の育成に取り組み、倫理教育の啓発及び促進に努める。
（教職員の責務）

第7条 教職員は、研究活動上の不正を行ってはならず、また、他者による不正の防止に努めなければならない。

- 2 教職員は、「神戸芸術工科大学教育研究活動における教職員行動規範」及び「神戸芸術工科大学研究倫理指針」を遵守しなければならない。

- 3 教職員は、前項の遵守にあたり、誓約書を提出するものとする。
- 4 教職員は、本学が定めるコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 5 教職員は、委員会が実施する倫理研修会及び説明会等に参加しなければならない。
- 6 教職員が、正当な理由による届け出がなく、誓約書を提出しない場合並びにコンプライアンス教育及び倫理研修を受講しない場合は、教育研究費の執行を停止することがある。

第3章 不正防止計画の策定及び推進

(不正防止計画の策定)

第8条 委員会は、不正の発生要因について、本学全体の状況を把握し、不正防止計画を策定する。

- 2 委員会は、最新の法令、指針及びガイドラインに沿って、定期的に不正防止計画の見直しを行う。

(不正防止計画の推進)

第9条 委員会は、研究者自らの規律及び科学コミュニティ、大学の自律に基づく自浄作用を促す環境を整備し、不正防止計画を推進する。

- 2 事業推進課は、コンプライアンス推進部署となり、関連部署と連携協力を図り、不正防止計画を推進する。

第4章 教育研究費の適切な運営・管理

(教育研究費の運営・管理)

第10条 事業推進課は、不正防止計画と研究活動の実態を踏まえ、業務が最も効率的、かつ、公正に遂行できる手続等、実効性ある運用を整備し、教職員に周知を図り、教育研究費の適切な運営・管理を行う。

(情報の発信・共有化)

第11条 学内外からの事務処理手続き及び使用に関する相談窓口は、事業推進課とする。

- 2 研究活動不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針、ガイドライン等が改正された場合は、事業推進課は速やかに情報の発信及び共有化を図るとともに、本学の実態にあった取組を随時発信する。

(不正の抑止)

第12条 事業推進課は、取引業者に対して不正防止に関する協力及び誓約書の提出を求める。

- 2 委員会は、不正な取引に関与した業者に対し、取引停止等の処分を科す。

第5章 内部監査

(内部監査の実施)

第13条 本学における研究活動の管理運営に関する監査（以下「内部監査」という。）は、委員会において実施する。

- 2 委員会は、内部監査における監査人を選出する。
- 3 委員会は、内部監査の対象となる研究を決定する。
- 4 内部監査は、学校法人谷岡学園監査室（以下「監査室」という。）と連携を図り、実施する。
- 5 内部監査は、書類確認及び研究費の使用内容、物品等現物確認並びに研究計画・進捗等の事実確認を行う。
- 6 監査人は、内部監査終了後、委員会に監査結果を報告する。
- 7 委員会は、内部監査の結果を適正に評価し、以降の不正防止計画に反映させる。
- 8 委員長は、学長へ監査結果を報告する。

（モニタリングの実施）

第14条 事業推進課は、不正の早期発見及び抑止のため、リスクアプローチ監査の観点から、定期的にモニタリングを実施する。

第6章 不正の相談及び通報窓口の設置

（不正の相談及び通報窓口の設置）

第15条 本学は、学内外からの不正に関する相談及び通報を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 学内窓口については事業推進課、学園窓口については監査室とする。
- 3 監査室において、不正の相談及び通報を受け付けた場合は、受け付けた内容及び資料等を速やかに事業推進課へ報告するものとする。

（告発）

第16条 告発は、不正の疑いがある行為が現に生じ又は生じようとしている場合に、前条に規定する窓口にて電子メール、電話、ファックス、書面又は面談により受け付けるものとする。

- 2 告発は、顕名により行い、不正を行ったとする本学の教職員（当該告発に係る事実の発生の日において本学の教職員であった者を含む。以下「被告発者」という。）、不正の態様及び事案の内容を明示し、かつ、不正が存在する根拠を示すものとする。
- 3 第1項による告発が書面による告発など、窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法により告発がなされた場合は、事業推進課長は、告発者に告発の受理を通知する。
- 4 告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 5 匿名による告発であっても、当該不正の態様が重大で、かつ、明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、事務局長と協議の上、真正な告発として受け付けることができる。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

- 7 告発の意思を明示しない相談については、内容に応じ告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談を受け、内容の確認・精査において相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 9 事業推進課長は、告発を受理したときは、直ちに告発内容を事務局長へ報告し、事務局長は告発内容を確認後、学長に報告する。
- 10 告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。

第7章 不正に係る事案の調査等

(予備調査)

第17条 学長は、前条第1項による告発がなされた場合は、委員会の招集を命じ、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査は、告発内容の合理性等について調査するものとし、告発の受付から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断するものとする。
- 3 委員会は、予備調査終了後、速やかにその結果を学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かの決定を行う。
- 5 学長は、内部監査及びモニタリングにより不正の疑いが指摘されるなど、予備調査の必要性がないと判断する場合は、直ちに本調査の実施を決定できる。

(本調査の実施等)

第18条 学長は、本調査の実施を決定した場合、その旨を文書により告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。

- 2 学長は、不正調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議するものとする。
- 3 本調査実施の決定により、学長は、被告発者に対し教育研究費の使用及び研究活動の停止を命ずることができる。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定した場合、理由を付して告発者に通知する。

(調査委員会の設置)

第19条 学長は、本調査の実施を決定した場合、研究活動の不正に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、決定後30日以内に本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は、外部有識者とする。

- (1) 学長が指名する委員会委員
 - (2) 調査対象分野を専門とする有識者
 - (3) 法律の知識を有する有識者
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 3 前項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。また、同項の委員のうち外部有識者は、学校法人谷岡学園と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 調査委員長は、学長が委嘱する。
- 5 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査委員長に事故があるときは、学長が指名した委員がその職務を代行する。
- 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができないものとする。
- 8 調査委員会委員の氏名及び所属は、告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 9 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により異議を申し立てることができる。
- 10 前項の異議申立てがあり、審査においてその内容が妥当であると判断されたときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法及び権限)

第20条 調査委員会は、調査にあたり、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 告発者、被告発者及びその関係者からの聴取
 - (2) 各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査
 - (3) 告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者へのヒアリング、再実験の要請
 - (4) その他調査に必要な事項
- 2 調査委員会から資料の提出を求められた者は、これに応じなければならない。
- 3 調査委員会は、調査に関連があると判断したときは、告発に係る研究活動のほか、被告発者の他の研究活動を調査の対象に加えることができる。
- 4 調査に係る資料等に個人名を表記する場合は、記号等に置き換え、関係者個人が特定されないよう配慮しなければならない。また、調査に係る書類は、都度回収する。

(審理及び認定)

第21条 調査委員会は、不正の有無、内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正の相当額について、本調査の開始後150日以内に調査した内容をまとめ、審理の上、認定を行う。

ただし、本認定を行うにあたっては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被告発者が自己の責任において、当該研究活動が適正な方法及び手続きに則って行われたことの説明及び証拠を示し、不正の疑いを覆すことができないときは、不正と認定することができる。基本的な要素の保管資料等の不足により、被告発者が不正の疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 調査委員会は、不正が存在しなかったと認定する場合において、当該告発が第27条第1項に該当することが明らかであるときは、併せてその旨の認定も行う。ただし、本認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項又は第4項の認定を行ったときは、直ちに当該認定を含む調査結果を学長に報告する。
- 6 学長は、調査委員会の報告を踏まえ、調査結果の認定を行う。
- 7 学長は、認定結果を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 告発者又は被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に調査結果を通知する。

(不服申立て)

第22条 被告発者は、当該認定に対して不服があるときは、前条第7項の通知日の翌日から起算して10日以内に学長に不服申立てを行うことができる。

- 2 第27条第1項に該当することが認定された告発者は、当該認定に対して不服があるときは、前条第7項の通知日の翌日から起算して10日以内に学長に不服申立てを行うことができる。

(不服審査)

第23条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、速やかに当該不服申立てを受理した旨を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は追加若しくは調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 3 調査委員会は、不服申立ての主旨、理由等をもとに、再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告する。
- 4 学長は、調査委員会の報告を踏まえ、再審理を行うか否かの決定を行い、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

(再調査)

第24条 学長は、再調査の決定をした場合、調査委員会に対し速やかに再審査を命じなければならない。

- 2 調査委員会が行う再調査については、第18条、第19条第2項及び第3項を準用する。
- 3 調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すための資料の提出及び再調査への

協力を求めるものとする。

- 4 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を打ち切ることができる。
- 5 調査委員会は、不服申立てを受理した日の翌日から起算して30日以内に審査結果を学長へ報告するものとする。
- 6 学長が行う認定及び被告発者等への通知については、第21条第7項及び第8項を準用する。
- 7 告発者又は被告発者は、前項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。
(勧告)

第25条 調査委員会は、調査の結果、不正の存在を確認し、次の各号に掲げる措置が必要と認めた場合は、学長に勧告するものとする。

- (1) 教育研究費の使用停止又は返還等の措置
- (2) 特定不正行為と認定した論文等の取下げ
- (3) 公的研究費への申請及び参加資格の停止
- (4) 不正排除のための措置
- (5) その他必要な事項

(措置及び処分)

第26条 学長は、前条を受けて、速やかに適切な措置を行わなければならない。

- 2 不正の存在を認定した場合は、前条の個人情報等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、研究活動上の不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等を公表するものとする。
- 3 不正が存在しなかったことを認定した場合は、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合には、研究活動上の不正がなかったこと及び論文等に故意によるものではない誤りがあったことを含む、調査結果を公表するものとする。
- 4 学長は、就業規則等に基づき、懲戒及び刑事告発等の処分を講じ、理事長に上申することができる。

(告発の濫用禁止)

第27条 悪意に基づく告発を行ってはならない。悪意に基づく告発とは、被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じるものとする。

(告発者、調査協力者の保護及び守秘義務)

第28条 学長は、不正が存在しなかったことが認定された被告発者の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

- 2 学長は、不正に関する告発者及び調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように、職場環境等の保全に努めなければならない。
- 3 調査に携わった者は、告発内容及び調査内容について、調査関係者以外に情報を漏洩してはならない。これは、その職を退いた後も同様とする。

(法人本部への報告)

第29条 学長は、調査の実施に際し、その都度理事長へ報告するものとする。

- 2 不正の告発について、必要に応じて法人本部関係課・室と連携し、対処するものとする。

(関係機関への報告)

第30条 告発の受付から30日以内に、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

- 2 本調査については、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を記載した最終報告書をまとめ、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 4 調査の過程において、不正の事実を一部でも確認した場合は、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 5 配分機関が求めた場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を提出しなければならない。

(特定不正行為に係る報告)

第31条 特定不正行為の告発に係る調査については、配分機関及び文部科学省に次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 当該事案に係る本調査の決定
- (2) 前号に係る調査結果の認定
- (3) 被告発者からの特定不正行為の認定に係る不服申立て
- (4) 前号の却下又は再調査の開始の決定
- (5) 前号の再調査の結果を受けて、先の調査結果を覆すか否かの決定
- (6) 告発者からの悪意に基づく告発の認定に係る不服申立て
- (7) 前号に係る再調査の結果

(関係機関への協力)

第32条 本学は、配分機関等からの要請がある場合は、当該事案に係る資料の提出、閲覧及び現地調査等に協力する。

(証拠の保全)

第33条 調査事案に係る研究活動に関して証拠となる資料等の保全措置は、10年間とする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(管理者の責務)

第34条 第3条から第5条に定めるそれぞれの職務において、その管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うものとする。

- 2 本条文に定められていない事項が発生した場合については、学長の指示のもと、その都度協議するものとする。

(所管)

第35条 この規程に関する事務は、事業推進課の所管とする。

(改廃)

第36条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が承認し、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。